

~One Point~

マネジメント

多田経営管理事務所
千葉市中央区登戸 1-11-18
TEL 043-306-7400 FAX 043-306-7401

『解体工事業』のご案内

平成 28 年 6 月より「解体工事業」が追加されております。
令和元年（2019年）5月31日までは解体工事業の許可がなくても
解体工事を行うことが可能です。
つまり、令和元年（2019年）6月1日より、解体工事業の許可がなければ（請負金額500万円以上の）解体工事を行うことができなくなります。

Point!

≪専任技術者の要件≫

一般許可

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）※1
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験
- ・ 解体工事施工技師（建設リサイクル法の登録試験）
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ その他実務経験緩和措置による8年以上の実務経験

特定許可

- ・ 1級土木施工管理技士 ※1
- ・ 1級建築施工管理技士 ※1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術管理部門（建設））※2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、

指導監督的な実務経験2年以上

※1 平成 27 年度までの合格者は、解体工事の実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講

※2 解体工事の実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

ご希望・ご質問等についてお気軽にご連絡ください。

当事務所でお手伝いいたします！！